

【韓国】 不正請託及び金品等授受の禁止に関する法律の制定

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2015年3月27日、公職者等を対象とした「不正請託及び金品等授受の禁止に関する法律」が公布された（2016年9月28日施行）。一部条項に違憲の疑いが持たれている。

1 背景と経緯

近年、「ベンツ検事事件」（2011年に検察官が内縁関係にあった弁護士からベンツを含む多額の金品を受け取り、斡旋収賄罪に問われた事件）をはじめとする公職者の収賄事件が相次いで発生し、社会問題となった。しかし、一般に賄賂罪における当該公職者の「職務関連性」「対価性」の立証は容易ではなく、刑法等の既存の法律では刑事処罰が困難な場合があったため、対応の強化が求められていた（ベンツ検事事件も2015年3月に無罪確定）。

2012年8月、国民権益委員会（国務総理所轄の行政型オンブズマン）は、当時の金英蘭（キム・ヨンラン）委員長のイニシアチブの下に、①不正請託（不正な依頼）の禁止、②金品等の授受の禁止（100万ウォン（約11万円）を超えるときは職務関連性等とは無関係に刑事処罰し、家族の金品等の授受に対する報告も義務付ける）、③利害衝突防止（利益相反防止。公職者が私的な利害関係を有する職務に関わらないこと）を骨子とした「不正請託禁止及び公職者の利害衝突防止法」（別名「金英蘭法」）案を立法予告した（パブリックコメントの手に相当）。金英蘭法案は、公職者の不正腐敗に対する取締りを強化し、既存の法律では刑事処罰が困難な贈収賄事件に対しても適用できる法案であったが、一方で、職務関連性等とは無関係に刑事処罰の対象とすることが過剰規制との批判を受けた。

金英蘭法案は2013年8月、授受に関して職務関連性等がない場合は刑事処罰ではなく過料に処す等の修正を経て政府案として国会に提出されたが、国会政務委員会における審議の過程で内容が大幅に変更された。同委員会は2015年3月3日、最終的に、①金品等が100万ウォンを超える場合は職務関連性等とは無関係に刑事処罰の対象とすること、②対象となる公職者等に私立学校関係者及び民間報道機関関係者も加えること、③公職者等の配偶者による金品等の授受についても所属機関長への報告を義務付けること（立法予告案及び政府案の「家族」から「配偶者」へ範囲を縮小）等を規定した委員会案（不正請託及び金品等授受の禁止に関する法律案）を新たに国会に提出し、同日、本会議で可決された。

2 制定法の概要

制定された不正請託及び金品等授受の禁止に関する法律は、本則24か条及び附則3か条から成る。公職者等の公正な職務遂行を保障し、公共機関に対する国民の信頼を確保することを目的とする（第1条）。概要は次のとおりである。

(1) 公職者等の定義（第2条）

「公職者等」とは、国家公務員、地方公務員、公共機関関係者、法律により公務員と認められる者、学校関係者及び報道機関関係者をいう。

(2) 不正請託の禁止（第 5 条及び第 6 条）

何人も、許認可、人事、入札、補助金、徴兵、事件捜査等に関して、当該職務を遂行する公職者に対し、直接又は第三者を通じて法令に違反又は法令から逸脱した不正請託（計 15 類型）を行ってはならない。一方、公職者等は、当該不正請託に応じてはならない。

(3) 金品等授受の禁止（第 8 条）

公職者等及びその配偶者は、職務関連性やその名目に関係なく同一人から 1 回に 100 万ウォン又は会計年度ごとに 300 万ウォン（約 33 万円）を超える金品等を授受、要求又は授受する約束をしてはならない。それ以下の金額で対価性がなくても、職務関連性があれば過料に処される。なお、慶弔等の一定の要件に当てはまる場合は授受が認められる。

(4) 金品等授受の報告・返還（第 9 条）

公職者等は、①本人が、禁止されている金品等の授受、提供の約束又は提供の意思表示を受けたとき、②配偶者が同様の授受等を受けたことを知ったときは、所属機関長に遅滞なく書面で報告し、提供者に対し遅滞なく返還又は拒否の意思表示をしなければならない。

表 制定法による罰則・過料（依は依頼側、受は受ける側、100 万は年間 300 万を含む）

| 規制事項 | 罰則（第 22 条）及び過料（第 23 条） |
|-----------|--|
| 不正請託 | 依：1～3 千万ウォン（約 110～329 万円）以下の過料（公職者等が行ったのか否か、第三者のためか第三者を通じてかにより 3 段階に区分） 受：2 年以下の懲役又は 2 千万ウォン（約 219 万円）以下の罰金 |
| 金品等授受 | 依、受とも 100 万ウォン超：3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金 依、受とも 100 万ウォン以下＋職務関連性：受領額の 2～5 倍の過料 |
| 配偶者の金品等授受 | 100 万ウォン超の報告・返還なし：「金品等授受」100 万ウォン超に同じ 100 万ウォン以下＋職務関連性の報告・返還なし：受領額の 2～5 倍の過料 |

3 今後の動き

制定法に対しては、不正請託の基準が不明確なこと、公職者等に対し配偶者の金品等の授受まで報告を義務付けたこと、私立学校関係者及び民間報道機関関係者までを公職者等に含めたこと等について、違憲の疑いがあると指摘されている。2015 年 3 月 4 日、大韓弁護士協会は、民間報道機関関係者を対象に含めたことを、報道の自由の侵害であると批判する声明を出し、翌 5 日、憲法裁判所に対し憲法訴願審判請求を行った。なお、利害衝突防止関連条項については、職業選択の自由を侵害するおそれが指摘され、国会審議の過程で削除されたが、引き続き国会において今後の立法措置が協議される見込みである。

参考文献（インターネット情報は 2015 年 4 月 15 日現在である。）

- ・「부정청탁 및 금품등 수수의 금지에 관한 법률안(위원회안)」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/Bi11Detail.jsp?bill_id=PRC_J115V0V1M0E9D1M8Y1M2J3F5X7U2G5>
- ・「収賄と贈賄に対する韓国の既存立法及びキム・ヨンラン（金英蘭法）の通過による展望」（原文のママ）法務法人律村 <http://www.yulchon.com/mail/201503/japan/yulchon_japan_newsletter_20150317.pdf>